

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第2回）	ヒアリング資料7
令和元年8月28日	

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第2回）意見書

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
常務理事 江頭瑞穂

令和元年8月28日に開催されます「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」に以下の意見を提出いたします。

（1）指定申請関連文書

- 同一市町村内で同一の事業を行っている事業者は、既に提出した資料も再度重複しての提出が必要となり、事務負担が増加しています。重複している文書の提出は免除していただくと助かります。

（2）報酬請求関連文書

- 基本報酬が据え置かれる中、多くの加算が設定されていることは評価いたしますが、それぞれの加算についての添付書類及び変更書類などが多岐にわたっており、管理者の事務負担が増加しています。特養や老健など大規模な事業形態では、事務の専門職もいらっしゃると思いますが、認知症グループホームのような小さな事業所には専任の事務員を雇用する余裕がありません。できるだけ簡素化した請求様式に改めていただくと助かります。
- 現行加算と今般の特定加算の計画書等の届出については、次年度より様式の統合等をしていただくと助かります。

（3）指導監査関連文書

- 実地指導・監査、外部評価は異なる目的から行われていることは承知していますが、それぞれについて事務作業が必要となり、時間を取られる状況にあります。基本情報フォーマット等を作成していただき、できるだけ記入が少なく済むようにしていただくと助かります。

（4）その他

- 認知症対応型共同生活介護の場合、計画作成担当者には認知症介護実践者研修の修了者、管理者には認知症対応型サービス事業管理者研修の修了者が要件として義務付けられていますが、当該自治体が発行した研修の修了者以外は修了者として認めないというローカルルールを設定している自治体があり、再度当該自治体が発行する研修を受けなければ計画作成担当者や管理者の変更ができない状況があります。認知症介護実践者等養成事業の修了証書の取扱いにつきましては、全国共通としていただくと助かります。